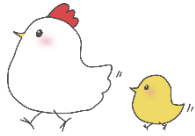


子どもの家 入所案内 2024年度4月利用開始



うえき・おおふな・おなり・しちりがはま・だいいち・ふじづか



子どもの家入所手続きについて

「子どもの家」は、就労などの理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びや生活の場を提供し、家庭的な支援を行う施設です。入所を希望される場合は、年度ごとに申請が必要です。本案内は鎌倉市が選定した株式会社理研キッズが指定管理を行う施設について記載します。

I 「子どもの家」の利用について

(1) 利用資格(次の全てに該当する方が対象です)

ア お子様、保護者とも鎌倉市に住所を有していること。

イ お子様が小学校に就学していること。

ウ 就労などの理由により保護者が昼間家庭にいないこと(居宅内労働は対象)。

*産前・産後休暇中には子どもの家をご利用いただけますが、育児休業中はご利用できません。

利用できる「子どもの家」は通学している小学校区の対象施設、もしくは私立・国立小学校に通学のお子様は居住地の「子どもの家」が対象の施設です。



(2) 利用時間

学校開校日	放課後 ～ 午後6時(午後7時まで延長利用可)
学校休校日(月～金曜日)	午前8時 ～ 午後6時(午前7時15分から早朝利用可、午後7時まで延長利用可)
学校休校日(土曜日)	午前8時30分 ～ 午後5時30分(午前7時30分から早朝利用可・延長利用不可)

*学校休校日とは、夏休み等の長期休み・運動会の代休日などです。

*インフルエンザや悪天候等による学級閉鎖・学校閉鎖、地震災害時等の際には、開所時間を変更することがあります。また、お子様の帰り道の安全のため、保護者にお迎えのお願いや早めの帰宅を促す場合があります。

*「子どもの家」の来所中は、自由な外出はできません。習い事や通院等の事情がある場合は、『一時外出届』を提出のうえ、保護者の責任のもとで外出していただきます。

(3) 休所日 日曜・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他市長が認めた日

(4) 利用料金 ※延長・早朝利用料は延長・早朝利用者のみ発生

利用料	月額 7,000円(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)
延長・早朝利用料	それぞれ 100円/回(同一世帯で複数名入所の場合は2人目以降半額)

*利用料は、2025年度は月額 7,500円となります。

*月の途中に入所(退所)があった場合、一部減額されます。(10日ごとに料金が変わります。)

(5) おやつ代 午後3時前後に『子どもの家』利用児童全員におやつを提供します。

おやつ代は、1食あたり 100円です。

※利用料を滞納する場合は、原則として利用をお断りします。

2 入所申請手続き

(1) 入所申請の受付について

利用開始希望日に応じて、申請受付期間内に(2)ア～エの申請書類一式を提出してください(郵送不可)。

利用開始希望日	申請受付期間	提出先
2024年4月1日(月) ～4月30日(火)	2023年11月1日(水) ～2023年11月15日(水)	各施設(11 問い合わせ先参照)へ 開所時間内にご提出ください。 ※下記時間帯はご案内がスムーズです (平日)午前10時～12時 (土)午前9時～午後5時
2024年5月1日(水)～	2024年4月1日(月)～	

*上記受付期間後も次のとおり4月利用開始者の受付を行います。上記受付期間の申請者を原則優先します。
締切:2月15日(木)、29日(木)、3月15日(金)、30日(土) (3月30日締切分は4月16日以降利用開始)

*5月以降の利用希望は、毎月15日と月末の2回で締め切り、申請を受け付けます。

詳細は各施設までお問い合わせください。

*入所希望者が登録定員を上回る場合は、入所をお待ちいただく場合があります。

*配慮を要する等、ご不安な点がありましたら、事前にご相談ください。

(2) 入所申請に必要な書類について ※子どもの家・理究キッズホームページから入手することができます。

ア 子どもの家入所申請書(※必要に応じて療育手帳や障害者手帳の写し、医師の診断書を添付)

*持病・障がい等により、入所にあたって特別な配慮が必要な場合は、入所申請書の該当番号に○印をつけるか、内容を記入してください。

イ 就労等証明書(または保護者の疾病等、就労以外の理由での入所の必要性を証明する書類)

*受付期間内に就労等証明書の提出が困難な場合は、『就労等証明書提出遅延届』を代わりに提出し、後日(原則1か月以内に)就労等証明書をご提出ください。

*就労以外の理由で申請される場合は、療養が必要で保育が不可能である旨記載のある診断書や在学証明書(就労等証明書裏面の『週間予定表』を添付してください。)、母子手帳のコピー等、理由が証明できる書類をご提出ください。その他の理由の場合は、ご相談ください。

ウ 児童健康調査票(*裏面の地図も作成をお願いします。手書きでなくても構いません。)

エ 子どもの家利用質問表

(3) 結果通知について

2024年1月下旬に郵送で通知します。

詳細な利用案内や入所説明会(2024年2月～3月の土曜日に実施予定)の案内を同封しますので、内容のご確認をお願いします。

3 早朝利用の申請について

学校休校日に限り、通常の利用開始時刻より早く利用することができます。

平日は7時15分から、土曜日は7時30分からです。

早朝利用開始日の2週間前までに、『子どもの家早朝利用申請書』を子どもの家へ提出してください。

利用期間の末日より前に早朝利用を中止する場合は、中止日の1週間前までに『子どもの家延長利用中止届』を子どもの家へご提出ください。

4 延長利用(夕方)の申請について

子どもの家開所日の平日(月～金曜日)のみ、利用時間を午後7時まで延長して利用できます。
なお、延長利用される場合は、保護者(または保護者に代わる方)のお迎えが必要となります。
事前申請なしでご利用いただけますので、申請書の提出は不要です。

5 利用料の支払い方法について

銀行口座からの自動引落でお支払いいただきます。登録方法など詳細は入所決定後お知らせいたします。

6 利用料の減免について

世帯の状況に応じて、利用料の減免が受けられる場合があります。入所承認通知書が到着後、『子どもの家利用料減免申請書』に必要書類を添えて、各施設へ提出してください(郵送不可)。

なお、利用料の減免は、減免申請書の申請月からの適用となりますので、ご注意ください。

<例>4月分から減免を受ける場合・・・4月30日(当月末)までに申請書を提出

※減免の申請が5月になった場合、減免が決定されても4月分の利用料は発生します。

世帯の状況	添付書類(*1)	備考
生活保護受給世帯	生活保護の受給を証明する書類	(例) 保護決定通知書の写し等
市民税非課税世帯	非課税証明書の写し	申請書は2枚必要です。 *4～6月分、7～3月分の2回に分けて減免します
就学援助受給世帯*2	就学援助決定通知書の写し	事前に学務課へ就学援助の申請をしていただく必要があります。
災害(震災、風水害、火災等)を受けた世帯	り災証明書	

*1 同一世帯で複数名の減免申請をするときは、人数分の申請書と、添付書類を1部ご提出ください。

*2 就学援助受給世帯として減免申請する場合、利用料の減免決定は、就学援助費の交付決定後(7月頃)になるため、利用料の減免決定までは利用料をお支払いいただく必要があります。
減免決定後、過納となった利用料は口座振込にてお返しいたします。

7 子どもの家を退所する場合

入所後、申請された入所希望期間より前に退所される場合は、『子どもの家退所届』の提出が必要です。
退所日の1週間前までに各施設へ提出してください。

*入所希望期間の終期まで利用される場合は、提出の必要はありません。

ただし、『子どもの家退所届』の提出がない場合、施設利用の有無にかかわらず、利用料が発生します。

*退所日をさかのぼって提出することはできません。



8 個人情報の事前登録について

初回登録時に(株)理研キッズへ個人情報をご登録いただきます。詳細は入所決定後お知らせします。

9 写真掲載について

お子様の活動の様子を写真入りでHPや案内物に掲載することがあります。お子様の写真掲載を希望されない場合は、申請時等に「子どもの家」へお知らせください。

10 「子どもの家」での事故等への対応について

「子どもの家」では、事故等で大事に至らないよう見守りをしています。しかし、「子どもの家」利用中や、来所または帰宅途中にお子様がかげがをして病院へ行った場合は、見舞金支給の対象となる場合がありますので、「子どもの家」の職員にその旨を連絡してください。

11 問い合わせ先

放課後子どもひろばうえき・うえき子どもの家 (対象小学校区:植木小学校)

〒247-0073 鎌倉市植木66-6

電話&FAX 0467(47)4011

放課後子どもひろばおおふな・おおふな子どもの家 (対象小学校区:大船小学校)

〒247-0056 鎌倉市大船2-10-3

電話&FAX 0467(44)1490

放課後子どもひろばおなり・おなり子どもの家 (対象小学校区:御成小学校)

〒248-0012 鎌倉市御成18-35

電話&FAX 0467(24)1822

放課後子どもひろばしちりがはま・しちりがはま子どもの家 (対象小学校区:七里が浜小学校)

〒248-0025 鎌倉市七里が浜東5-3-3

電話&FAX 0467(33)2233

放課後子どもひろばだいいち・だいいち子どもの家 (対象小学校区:第一小学校)

〒248-0014 鎌倉市由比が浜2-9-13

電話&FAX 0467(25)1481

放課後子どもひろばふじづか・ふじづか子どもの家 (対象小学校区:富士塚小学校)

〒247-0064 鎌倉市寺分418-10

電話&FAX 0467(46)5357

株式会社理研キッズ キッズケア事業部 <https://riq-gakudou.com/>

〒221-0056 横浜市神奈川区金港町 5-32 ベイフロント横浜 5F

利用の仕方・ご登録については 0800-800-1149

ご意見・ご要望は

0120-009-951 ※受付時間 10:00~18:00(月~金)祝日を除く

※小学校へのお問合せはご遠慮ください。



鎌倉市子どもの家の制度全般などに関しては、
鎌倉市こどもみらい部青少年課 HP をご参照ください。

